

いちかわせつぞう

平成30年度 市川節造奨学金 奨学生募集要項

(九州大学基金の奨学金)

◆目的 経済的に極めて困窮し修学に支障が生じている学生に対して、有意義な大学生活を送り、社会に貢献する人材となるよう支援することを目的とする。

◆対象

対象は、文学部、教育学部、法学部、経済学部、理学部、薬学部、工学部、芸術工学部、農学部、21世紀プログラム、または共創学部の学部学生

○学部1年生

次の①・②のいずれかに該当し、日本国籍を持つ者

- ① 社会的養護を必要とする者、または、それに準じる者 (※)
- ② 経済的に極めて困窮し、修学に支障が生じている者

○2年次以上の学部生

次のすべてに該当し、日本国籍を持つ者

- ・ 社会的養護を必要とする者、または、それに準じる者
- ・ 学業成績が申請時においてGPA2.5以上であること
- ・ 留年していないこと、または前年度から原級に留まっていないこと

※「社会的養護を必要とする者」とは、18歳時点で児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設（児童心理治療施設）、自立援助ホームに入所していた人、又は、18歳時点で里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）委託者のもとで養育されていた人

※「社会的養護を必要とする者」に準じる者とは、両親ともに死別または生別し、かつ、経済的に支援する者がなく、学生自身で生計を立てている人

◆給付人数 2名

※ 社会的養護を要する者、またはそれに準じる者を優先して採用する。

◆給付金額

保護者がいない者 月額10万円
保護者がいる者 月額5万円

◆給付期間

- ・ 所属学部の最短修業年限まで
- ・ 初回は4～9月の6ヶ月分を給付し、以後は3ヶ月分ずつ四半期ごとに給付。
- ・ 3ヶ月以上の留学をする場合は、申請により、留学期間の給付を停止し、給付終了を延長することができる。

◆提出書類

- ① 市川節造奨学金奨学生願書
- ② 「社会的養護を必要とする者」に該当する場合は、申請者が18歳時点で施設等に入所又は里親等の養育を受けていたことを証明する書類
- ③ 「社会的養護を必要とする者に準じる者」に該当する場合は、申請者本人の戸籍謄本（全部事項証明書）
- ④ 学部1年生で経済的困窮により申請する場合は、所得に関する証明書（父母または家計支持者分） 「所得及び世帯に関する証明書一覧表」を参照
- ⑤ 成績証明書（2年生以上）

◆提出期間 平成30年5月21日（月）～5月25日（金）

◆提出場所 学部1年生：学務部キャリア・奨学支援課奨学金係
学部2年生以上：所属学部の学生係

◆選考方法 書類選考を行い、結果は7月下旬に申請者に通知する。

◆他の奨学金との併用

- ・ 民間奨学団体の奨学金との併用は可能。ただし、大学からの奨学金との併給を不可とするものを受給している場合は、いずれかを辞退すること。
- ・ 九州大学基金の奨学金である「利章奨学金」及び「九州大学修学支援奨学金」との併用不可。
- ・ 2年次以上の学生で「九州大学修学支援奨学金」の前期分を受給した者が当奨学金の受給者に決定された場合は、当奨学金の初回（4～9月分）の給付は行われない。

◆奨学生の義務

奨学生が次の義務を履行しない場合は、奨学金の返還を求められることがある。

- ・ 学業成績を向上させるように取組み、毎年度末に成績証明書を提出すること。
- ・ 毎年度末に1年間の大学生活を振り返り、「年度末のお便り」を提出すること。

◆奨学金の給付取り消し

奨学生が次のいずれかに該当する場合は、以後の奨学金の給付を取り消す。

- ① 留学以外の事由で休学したとき。
- ② 卒業又は退学したとき。
- ③ 除籍となった場合。
- ④ 各学期末の学業成績がGPA 2.5未満、または性行が不良となったとき。
- ⑤ 奨学生の義務を履行しない場合。